

微量 PCB 分析のご案内

絶縁油が封入された廃電子機器の廃棄においては、絶縁油に PCB が混入されていない事を確認しなければ、産業廃棄物として廃棄することが出来ません。

絶縁油の微量 PCB 混入の有無を確認することが必要です。



微量 PCB (ポリ塩化ビフェニル) 問題

PCB の使用が法律で禁止された後に製造されたトランス等重電機機器において、微量 PCB 混入事例が報告されています。PCB 混入の疑いがある機器等を廃棄処分する場合、混入の有無を確認する必要があり、PCB 廃棄物の保管事業者は平成 28 年までに処理することが義務付けられています。

検査対象

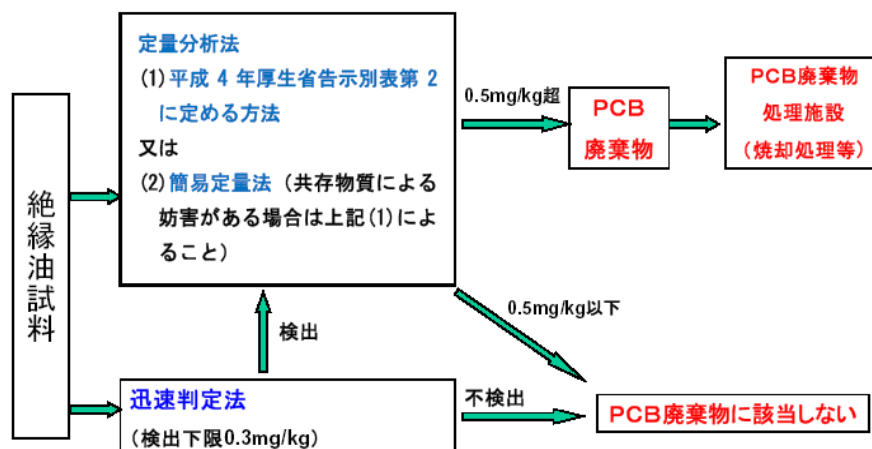
昭和 47 年以前に製造されたトランスやコンデンサ等(以下「トランス等」という。)は、型式等から PCB の含有を判断できるものの、昭和 48 年以降に製造されたトランス等にも非意図的に PCB が混入しているものが存在していますが、絶縁油中の PCB 濃度を分析しない限り、PCB が混入しているか否かは判断できません。現在使用中の機器だけでなく、既に回路から取り外して保管中の機器も対象です。なお、下記アからウまでの機器であって、製造後に絶縁油の補充・入替をしていないことが明確なものは、微量 PCB 混入のおそれがないため、微量 PCB 汚染廃電気機器等ではありません。

ア 2003 年 (平成 15 年) 以降に製造された機器

イ 1953 年 (昭和 28 年) 以前に製造された国内メーカー製の機器

ウ ア・イ以外の、製造メーカーが製造段階の PCB 不含有を確認している機器

微量 PCB 検査フロー



※簡易定量法、迅速判定法は、「絶縁油中の微量 PCB に関する簡易測定法マニュアル」(環境省、平成 22 年 1 月)にて指定された方法を用いる(平成 22 年環廃産第 100125001 号)。

微量PCB分析のご案内

微量PCB分析

「絶縁油中の微量PCBに関する簡易測定法マニュアル」に規定された「加熱多層シリカゲルカラム/アルミナカラム/フロー式イムノセンサー法」により分析を行います。



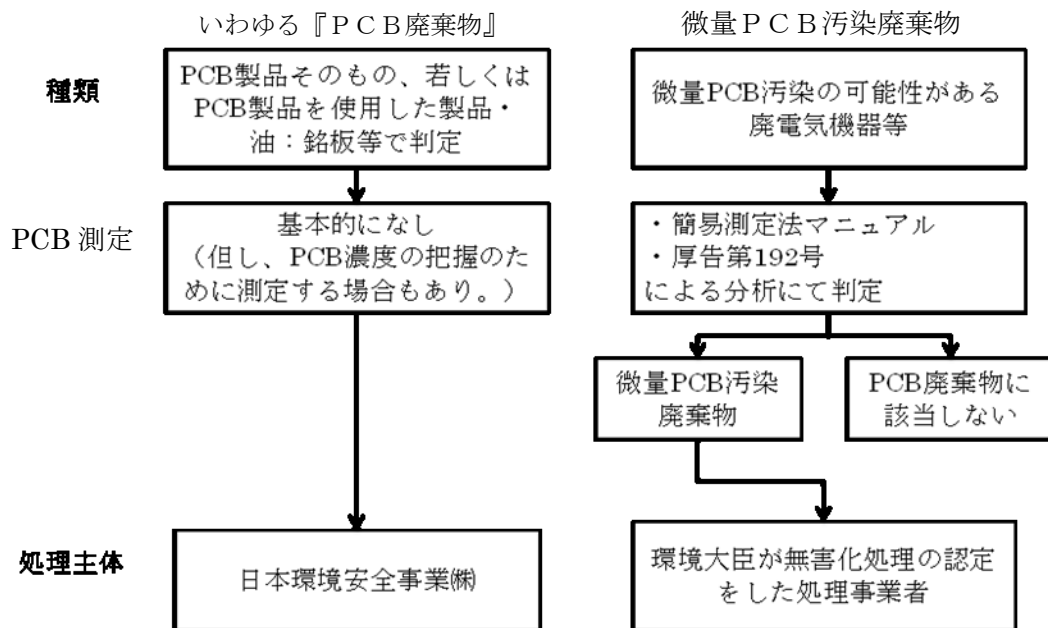
絶縁油前処理



イムノセンサーによる測定

※PCB廃棄物の適正処理を推進するために、各自治体によって補助額は異なりますが、分析費用に対する補助制度があります。

PCB廃棄物とその処理、測定



※微量PCB無害化処理認定処理事業者は、環境省において検討中です（平成22年5月現在：鳥取県内1事業所検討中）。現時点では、微量PCB汚染廃棄物は各事業所に保管義務があります。

問合せ先

サンイン技術コンサルタント(株)

鳥取県西部（本社）	米子市昭和町25番地1	TEL 0859-32-3308（代表）
鳥取県中部（倉吉）	倉吉市福庭町1丁目48番地	TEL 0858-24-5101
鳥取県東部（鳥取）	鳥取市若葉台南1丁目11番	TEL 0857-38-6111